

令和5年 第12回 新富町農業委員会会議録

(令和5年11月28日)

新 富 町 農 業 委 員 会

令和5年 第12回新富町農業委員会定例会会議録

召集年月日	令和5年11月28日(火)					
召集の場所	新富町役場					
開閉会日時 及び宣言	開会 令和5年 11月28日 午後 2時35分 議長 閉会 令和5年 11月28日 午後 3時20分 議長					
応召集委員 及び出席並 び欠席委員 凡 例 ○ 出席 × 欠席	議席 番号	氏 名	出 欠	議席 番号	氏 名	出 欠
	1番	平下 裕敏	×	9番	長友 保	○
	2番	前田 章男	○	10番	猪俣 忠	○
	3番	山口 弘安	○	11番	中山 真一	○
	4番	芳野 京子	○	12番	仲原 亨	○
	5番	井崎 誠	○	13番	倉永 英生	○
	6番	藤井 貞敏	○	14番	新惠 浩二	○
	7番	太田 茂	○	15番	長友 嘉美	○
	8番	鬼塚 眞理子	○	16番	出口 幸一郎	○
会議録署名委員	10番 猪俣 保 委員		11番 中山 真一 委員			
職務のため会議 に出席した者の 職氏名	局 長	宮本 信一	×			
	局長補佐	和田 憲幸	○			
	主幹兼係長	池田 美季	○			
	係長	中谷 静江	○			
会議に付した事件	別紙のとおり					
議 事 日 程	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					
議 案 写	省 略					
傍 聴 人						

付議した案件

- (1) 農地法第3条の規定による許可申請承認について
- (2) 農地法第4条の規定による許可申請承認について
- (3) 農地法第5条の規定による許可申請承認について
- (4) 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による所有権移転及び利用権設定の集積計画承認について
- (5) 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について
- (6) 農地所有適格法人の承認について

会議の日程

日程第1

会議録署名委員の指名について

日程第2

会期の決定について

日程第3

議案第61号 農地法第3条の規定による許可申請承認について

議案第62号 農地法第4条の規定による許可申請承認について

議案第63号 農地法第5条の規定による許可申請承認について

議案第64号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による所有権移転及び利用権設定の集積計画承認について

議案第65号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について

議案第66号 農地所有適格法人の承認について

議長 　ただ今から、令和 5 年第 12 回新富町農業委員会定例総会を開会いたします。本日の出席者は農業委員 7 名、農地利用最適化推進委員 8 名であります。定足数に達していますので総会は成立しております。

議長 　10 月定例総会以降における業務報告につきましては、お手元に配布のとおりです。

議長 　日程第 1 　会議録署名委員の指名を行います。
会議録署名委員に、10 番 猪俣 忠委員、11 番 中山真一委員を指名いたします。

議長 　日程第 2 　会期の決定の件を議題といたします。
お諮りいたします。本定例会の会期は本日 1 日間としたいと思いますが、異議ございませんか。

(異議なし声あり)

議長 　異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日 1 日間と決定いたしました。

議長 　それではさっそく議事に入りたいと思います。
日程第 3 　議案第 61 号 「農地法第 3 条の規定による許可申請承認について」を議題と致します。

議長 　それでは、その 1 について現地調査の報告も含め事務局に説明を求めます。

事務局 　それでは、その 1 についてご説明申し上げます。譲受人は■■■■さん、譲渡人は■■■■さん、申請地は■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■、他全 5 筆で、田 4 筆 1,892 m²、畑 1 筆 335 m²、計 2,227 m²です。なお、親族間の無償贈与になります。

次に、現地調査についてご報告いたします。事務局にて現地を確認した結果、水稻を耕作していた跡があり耕作するのに問題ない土地でありました。説明は以上です。

貸借になります。

次に、現地調査についてご報告いたします。事務局にて現地を確認した結果、耕作するのに問題ない土地でありました。説明は以上です。

議長 担当委員の補足説明はないですか。

出口 ありません。

議長 次に、その 5 について事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、その 5 についてご説明申し上げます。譲受人は■■■■さん、譲渡人は■■■■さん、申請地は■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■、他全 2 筆で、田 2 筆、計 1,617 m²です。なお、親族間の無償贈与になります。

次に、現地調査についてご報告いたします。事務局にて現地を確認した結果、耕作するのに問題ない土地でありました。説明は以上です。

議長 担当委員の補足説明はないですか。

中山 ないです。

議長 ただ今、議案第 61 号について説明が終わりましたがご質問等はありませんか。

議長 質問等はないですか。

議長 それでは、質問等もないようですので採決いたします。議案第 61 号について承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手が全員ですので、議案第 61 号については申請どおり承認されました。

議長 次に、議案第 62 号 「農地法第 4 条の規定による許可申請承認について」を議題と致します。

■■■■■■■■■■他全 5 筆で県道荒武新富線の沿いの■■■■■■■■■■
■■の道を挟んだ北側になります。登記地目が田の計 406 m²です。所有権移転の土地代■■■万円、この内申請地土地代■■万円です。申請内容は一般個人住宅で、事業に係る用地面積は転用地に隣接する雑種地を含め 474 m²、現地調査資料 6 ページの利用計画図をご確認ください。申請理由は議案書記載のとおりで、第 2 種農地と判断しており許可相当と判断しました。説明は以上です。

議長 それでは現地調査の報告をお願いします。

11 番 中山真一 委員

中山 中山がご説明申し上げます。先ほどと一緒に何ら問題ございません。道路に面していて交通の便も良いし排水も良いため何ら問題ございません。

議長 地元委員からはなにかありますか。

倉永 ありません。

議長 次に、その 3 について事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、その 3 についてご説明申し上げます。現地調査資料の 7 ページになります。

譲受人は■■■■■さん、譲渡人は■■■■■さん、申請地は■■■■■■■■■■
■■■■■■■■■■で県道荒武新富線の沿いの■■■■■■■■の道を挟んだ北側の土地になります。登記地目が田の 357 m²、申請内容は一般個人住宅で、建築面積は 99 m²、現地調査資料 8 ページの利用計画図をご確認ください。申請理由は議案書記載のとおりです。第 2 種農地で所有権の事業計画の変更です。なお、この案件は平成 9 年 5 月 26 日に専用住宅用地で 5 条転用の許可が出ております。説明は以上です。

議長 それでは現地調査の報告を 2 番前田がいたします。

前田 周りを宅地に囲まれており排水等もしっかりしており、特に問題はないと思われます。以上です。

議長 地元委員からはなにかありますか。

倉永 ありません。

議長 ただ今、議案第 63 号について説明が終わりましたが質問等はありませんか。

議長 質問等はないですか。

議長 それでは、質問等もないようですので採決いたします。
議案第 63 号について承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員ですので、議案第 63 号については申請どおり承認されました。よって、申請どおり県知事に進達する事といたします。

議長 次に、議案第 64 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による所有権移転及び利用権移転の集積計画承認について」を議題と致します。

議長 議案に入る前にここでお諮りいたします。その 5 およびその 8 については関係する委員がおられますので、その 5 およびその 8 について審議及び採決を行い、その後、その他の審議及び採決を行いたいと思いますがよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議長 それでは、その 5 について関係する委員に退席して頂きます。

(■■■■ 委員 退席)

議長 それでは、その 5 の所有権移転について関係委員の説明を求めます。

11 番 中山真一 委員

中山 それでは 11 番中山がその 5 についてご説明申し上げたいと思いま

す。譲受人は■■■■■■■■■■ ■■■■さん、譲渡人は■■■■■■■■■■
■■■■■■■■ ■■■■さん。申請地は■■■■■■■■■■■■■■■■ほかに5筆
です。畑の合計が5筆 4391 m²。対価額が■■■■■■■■円、10aあたり
■■■■円経営規模拡大です。こちらは山口委員との共同あっせんとな
っております。

議長 　ただ今、その5について説明が終わりましたがご質問はないですか。

議長 　それでは、ご質問もないようですので採決いたします。
議案第64号その5について承認される方の挙手を求めます。

議長 　挙手全員ですので、議案第64号その5については承認されました。

議長 　関係委員には席に戻っていただきます。

（ ■■■■ 委員 着席 ）

議長 　それでは、その8について関係する委員に退席して頂きます。

（ ■■■■ 委員 退席 ）

議長 　次に、その8の所有権移転について関係委員の説明を求めます。

14番 新恵浩二 委員

新恵 　はい、こちらの所有権移転について説明いたします。譲渡人が■■■
■さんで譲受人が■■■■さん、場所が■■■■■■■■■■以下5筆
で4100.46 m²。経営規模拡大ということで10aあたり■■■■円、合
計■■万円、引渡日が令和5年12月15日、山口委員との共同あっせん
となります。以上です。

議長 　ただ今、その8についてについて説明が終わりましたがご質問はない
ですか。

議長 　それでは、ご質問もないようですので採決いたします。
議案第64号その8について承認される方の挙手を求めます。

議長 次に、その 10 の所有権移転について事務局に説明を求めます。

事務局 こちらの案件につきましては■■■■■■■、畑の 3,990 m²になります。こちらについては宮崎県農業振興公社を通じた売買事業に伴うもので、4 年 10 ヶ月の■■■■■さんに対する貸付の後、■■■さんが買戻す事業であります。経営規模拡大に伴うもので、10a あたり■■■■■円となっております。売買価格は■■■■■円で引渡時期は令和 5 年 12 月 20 日となっております。以上です。

議長 続きまして、貸借権設定について事務局に一括して説明してもらいます。

事務局 それでは、その 11 についてご説明申し上げます。
借受人は■■■■■さん、貸付人は■■■■■さん、申請地は■■■■■
■■■■■、田で 1,460 m²、公告期間は令和 5 年 12 月 1 日から令和 10 年 11 月 30 日、使用貸借権設定で上城元案件となっております。
その 12 からその 16 につきましては、再設定になりますので説明を省略いたします。

議長 ただ今、議案第 64 号について説明が終わりましたが、ご質問等はありませんか。

議長 質問等はないですか。

議長 それでは、ご質問等もないようですので採決いたします。
議案第 64 号について承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手が全員ですので、議案第 64 号については承認されました。

議長 つぎに、議案第 65 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定による農用地利用集積等促進計画作成の要請について」を議題といたします。

議長 議案に入る前に、ここでお諮りいたします。その 19 からその 39 に

については関係する委員がおられますので、その 19 からその 39 について審議及び採決を行い、その後、その他の審議及び採決を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議長 それでは、その 19 からその 39 について関係する委員に退席して頂きます。

(■■■■■ 委員 退席)

事務局 それでは、議案第 65 号のその 19 からその 39 についてご説明いたします。その 19 からその 39 については、農地中間管理事業の北原牧案件、および個別案件です。なお、借り手予定者につきましては、35 ページから 36 ページの様式第 7 号の農地利用集積促進計画（案）をご確認ください。

議長 ただ今、その 19 からその 39 について説明が終わりましたが、ご質問はないですか。

議長 それでは、ご質問もないようですので採決いたします。
議案第 65 号その 19 からその 39 について、承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手が全員ですので、議案第 65 号その 19 からその 39 ついては承認されました。

議長 関係委員には席に戻っていただきます。

(■■■■■ 委員 着席)

議長 次に、その 1 からその 18 まで、一括して事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、その 1 その 18 については、農地中間管理事業の地域案件、および個別案件です。なお、借り手予定者につきましては、35 ページの様式第 7 号の農地利用集積促進計画（案）をご確認ください。以上、説明といたします。

